

事 務 連 絡
平成 3 0 年 7 月 9 日

高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県
障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に伴う介護給付費等の取扱いについては、「災害により被災した要援護障害者等への対応について」（平成30年7月6日付け及び同月7日付け事務連絡）の別添等においてお示したところです。

今回、これらの通知等を踏まえ、平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に伴う障害福祉サービス等の提供の継続性について、別添のとおりまとめました。

高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県におかれましては、別添資料につき、管内市町村、障害福祉サービス事業者等への周知をよろしくお願いいたします。

○ 例示として下記のような場合にも、事業者に対して報酬を支払うことは可能となっていますので、参考にしてください。

① 訪問系サービスの場合

○ 避難所において居宅介護等を提供した場合も報酬の対象にすることができます。【7月6日及び同月7日事務連絡】

② 入所系サービス(障害者支援施設・グループホーム)や通所系サービスの場合

○ 障害者支援施設等においては、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して要援護者等を受け入れた場合でも所定の報酬の請求をすることができます。

また、利用者の利便性を考慮し、開所日・開所時間については、柔軟な対応が可能です。【7月6日及び同月7日事務連絡】

※ この場合において、日中支援加算も使えますので活用してください。

◎ 留意点について

○ 今回の平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害等の状況を踏まえ、上記の場合も含め既存の事業所等について、一時的に人員配置基準や施設設備基準を満たさない場合も報酬の減額等を行わないこととしています。

【7月6日及び同月7日事務連絡】

また、やむを得ない理由により、利用者の居宅等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とすることが可能です。(サービスに係る緩和措置)

関連通知等

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に関して発出した障害福祉関連の事務連絡について、本事務連絡に関連するものは次のとおりです。

「7月6日及び同月7日事務連絡」

災害により被災した要援護障害者等への対応について（平成30年7月6日付け及び同月7日付け

厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課事務連絡）